

隔離政策による偏見や差別

ハンセン病は、らい菌による感染症で、かつては感染すると失明、手足の麻痺、皮ふに様々な病的変化が現れ「不治の病」と誤解されていましたが、感染力は極めて弱く、発病することはまれであり、現在は治療法が確立され、たとえ発病しても早期治療により障がいを残すことなく治すことができるようになりました。

しかし、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで長く続いた隔離政策が、ハンセン病回復者の社会復帰や家族などの関係を阻み、ハンセン病に対する偏見や差別を助長することにもなりました。

私たちは、ハンセン病で苦しむ方々がいること、偏見や差別が存在することを認識し、「人権」とは何か、「共に生きる」とは何かを学ぶ必要があります。